

令和 7 年度東京都福祉人材確保対策推進協議会専門部会設置要領

(目的)

第 1 条 この要領は、「東京都福祉人材確保対策推進協議会設置要綱」(以下「要綱」という。)
第 6 条第 3 項の規定に基づき設置する専門部会(以下「部会」という。)に関して、必要な
事項を定めることを目的とする。

(設置する部会及び検討事項)

第 2 条 部会は、次のとおり設置し、各項に掲げる事項について検討を行う。

(1) 普及啓発部会

福祉業界における福祉人材の魅力発信に関すること。

(2) 人材確保部会

福祉業界における福祉人材の確保・育成・定着に関すること。

(部会の委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委
嘱の日が属する年度が終了したときには、任期は終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 各部会の運営については、要綱第 8 条及び第 10 条から第 12 条までの規定を適用す
る。

(雑則)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 8 日から施行する。